

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成30年6月21日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700251 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800012 号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者の A 社 B 工場（現在は、C 社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 27 年 1 月 7 日から昭和 26 年 8 月 20 日に訂正し、昭和 26 年 8 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

昭和 26 年 8 月 20 日から昭和 27 年 1 月 7 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和 26 年 8 月 20 日から昭和 27 年 1 月 7 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 11 年生

住所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 5 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 26 年 8 月 20 日から昭和 27 年 1 月 7 日まで

私の夫（訂正請求記録の対象者）は、C 社に昭和 23 年 3 月から平成 2 年 4 月まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、訂正請求記録の対象者の雇用保険の加入記録、C 社から提出された社員名簿（写）及び同社の陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者は同社に継続して勤務し（D 社 E 工場から A 社 B 工場に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、C 社の陳述並びに複数の元従業員の回答及び陳述から、

昭和 26 年 8 月 20 日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A 社 B 工場に係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者台帳における資格取得時（昭和 27 年 1 月 7 日）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 26 年 8 月 20 日から昭和 27 年 1 月 7 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険出張所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800003号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1800011号

## 第1 結論

請求者のA社B支店(以下「B支店」という。現在は、C社本店)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和62年4月18日から同年4月15日に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月15日から同年4月18日まで

私は、昭和56年4月1日にA社に入社し、同日付で関連会社のD社に移籍し、昭和62年4月15日にB支店に移籍したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。A社発行の在籍証明書においても、昭和62年4月15日から継続して勤務していることが確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和56年4月1日にA社に入社し、同日付で関連会社のD社に移籍し、昭和62年4月15日にB支店に移籍したとしているところ、請求者から提出されたA社が発行した平成20年9月26日付けの請求者に係る在籍証明書(写)、C社から提出されたA社及びD社の請求者に係る社員原簿(写)並びにB支店の同僚及びC社の人事担当者の陳述により、請求者はA社及び同社の関連会社に継続して勤務(昭和62年4月15日にD社からB支店に異動)していたことが認められることから、請求者のB支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を昭和62年4月15日に訂正することが必要である。